

令和3年10月13日

静岡労働局長

石丸 哲治 殿

静岡地方最低賃金審議会

会長 畑



静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機
械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月6日付け静労発基0806第1号をもって貴職から諮問
のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達し
たので答申する。

別 紙

静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金

1 適用する地域
静岡県の区域

2 適用する使用者
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け又は巻線の業務

ハ 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 939円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日
令和3年12月20日